

7監管第107号  
令和8年1月27日

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金 庭 宜 雄
同	塚 本 つよし
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

令和7年12月1日に提出された7監管第90号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

##### 1 結論

本請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

##### 2 理由

本請求は、令和6年度予算に計上された東区役所整備計画に係る基本構想策定委託費に関して、違法又は不当な点があるとして、以下のとおり主張し、監査及び調査の実施、財務会計上の予防的見地からの是正措置、令和7年10月16日に提出した住民監査請求に対する監査委員の却下判断の撤回等を求めるものである。

- (1) 委託の成果物である基本構想が未完成の状況で業者から提出されていることや、名古屋市が十分な検査確認や受領処理を行わず公表しないまま放置していること、事業の遅延により整備計画全体の進行及び財政負担に影響を生じ得ることは、財務会計行為を怠る事実に該当する
- (2) 令和7年3月に公表された基本構想（未完成案）において、愛知大学と隣接地住民との間で「半永久的、無償貸与」の土地契約が存在すると記載されている。このことは、名古屋市が当該土地を公用財産として使用するに当たり、将来重大なリスクを生む可能性があり、行政計画の前提としての影響や計画の不透明性が問題となるおそれがある。この点について、財務会計上の怠る事実が存在する

- (3) 基本構想において、区役所移転後の来庁者増加による自動車交通量の大幅増加が必至であることを名古屋市が自ら認めながらも、道路事情や駐車場等の基本的対策が欠落している。このことから、基本構想が未完成であることを名古屋市が自ら証明しており、東区役所整備計画に係る財務会計行為上の怠る事実に該当する
- (4) 基本構想について、財政的試算がない、将来負担の分析がない、複数案比較が弱い等の致命的欠陥があることは、基本構想の定義に照らして著しく不適切であり、委託業務が適切に実施されていないことが明白である

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関若しくは職員による違法若しくは不当な財務会計行為又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求における主張のうち(1)、(2)及び(3)について、請求人は、いずれも怠る事実に該当し、住民監査請求の対象になると主張しているが、地方自治法上、住民監査請求の対象となる怠る事実は、公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実に限られており、請求人の主張は、これらに該当しないことが明らかである。なお、(1)について、請求人は、令和7年3月に本市が公表した基本構想の内容について検討の欠落がある等と主張するのみで、委託の成果物が未完成の状態で納品され、本市が十分な検査確認等を行っていないとする主張の根拠を示しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

(4)について、請求人は、本市が公表した基本構想について欠陥があり、基本構想の定義に照らして著しく不適切であると主張するのみで、委託業務が適切に実施されていないとする主張の根拠を示しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

（監査事務局管理課）